

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号  
ウェルネット株式会社  
代表取締役社長 宮澤 一 洋

## 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年9月25日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月28日（月曜日）午後2時  
※昨年と開催時刻が異なっておりますのでお間違えの無いようお願い申し上げます。  
※株主総会開催前午後1時から経営報告会を開催いたします。
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5  
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第33期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 会計監査人選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内  
3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

### 経営報告会のご案内

当社は、前回株主総会における株主様のご要望にお応えし、株主様向けの経営報告会を午後1時より同会場にて開催いたします。当社の活動内容・戦略などに関してご説明申し上げますので、この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

- ◎ 本年より、株主総会並びに経営報告会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日の受付開始時間は午後0時30分を予定しております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インタ  
ーネット上の当社ウェブサイト ([http://www.well-net. jp/](http://www.well-net.jp/)) において修正後の  
事項を周知させていただきます。

## 【議決権行使についてのご案内】

### 1. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

### 2. インターネットによる議決権行使の場合

#### (1) インターネットによる議決権行使方法について

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

【議決権行使サイトURL】 <http://www.evote.jp/>

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンクモバイル株式会社の商標または登録商標です。

②インターネットにより議決権を行使される場合は、平成27年9月25日（金曜日）午後6時までに、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

③株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

④今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

## (2) 議決権行使サイトについて

- ①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ②携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ③インターネットによる議決権行使は、平成27年9月25日（金曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## (4) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げにより消費意欲が落ち込んだ後、個人消費の持ち直しの動きは見られるものの、物価上昇に伴う実質所得低下等の影響からそのペースは緩やかにとどまっております。

このような情勢のもと、当社は平成25年8月に公表した「中期経営3か年計画（2013年7月－2016年6月）」に掲げられた目標を達成すべく、2年度目に当たる今年度が極めて重要な位置付けとの認識にて諸施策を推進・実行してまいりました。

中期経営3か年計画の中核をなすのは次世代を担うビジネススキーム確立とカイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上）の両輪であります。ビジネススキームの確立に関しては、バスの革新的直売モデル、バスIT化ソリューション「バスもり！ナビ」（コンシューマ向けバス検索サービスアプリ）、「バスもり！MONTA」（バス会社向けリアルタイム在庫管理用車載端末アプリ）を昨年12月19日、新宿－松本線で稼働いたしました。コンシューマ向けアプリケーション開発は、今後のウェルネットには欠かせないものとして、研究開発を進めております。

カイゼンについては、データセンター移転が本年7月に完了いたしました。今後は運用の自動化、標準化の推進、及びシステム開発内製化比率向上によるコストパフォーマンス及び新規サービス投入スピードの向上を目指し、積極的に技術者を採用し、準備を進めております。既存サービスについても、送金（及び返金）サービスのバリエーションの拡充としてアマゾンギフト券による送金サービスを開始いたしました。

また、昨年12月19日、当社の株式は、東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定されました。引き続き、更なる業容の拡大と企業価

値の向上を目指す所存でございます。

各サービス別の概況は以下のとおりとなっております。

i. マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスにおきましては、持続的なEC市場の拡大により既存契約事業者の取扱が増加したことに加え、新規事業者の開拓を積極的に進めました。以上の結果、マルチペイメントサービスの売上高は8,442百万円（前事業年度比19.7%増）、売上総利益は2,349百万円（前事業年度比11.0%増）となりました。

ii. オンラインビジネスサービス

オンラインビジネスサービスにおきましては、POSアクティベートサービスの売上高は増加しましたが、従来型のPINオンライン販売サービスの取扱は減少傾向が継続しております。以上の結果、オンラインビジネスサービスの売上高は400百万円（前事業年度比20.0%減）、売上総利益は326百万円（前事業年度比19.3%減）となりました。

iii. 電子認証サービス

電子認証サービスにつきましては、当社主力事業であるマルチペイメントサービスの周辺ビジネスとして位置付け、様々な可能性を試行しております。電子認証サービスの売上高は45百万円（前事業年度比3.6%増）、売上総利益は13百万円（前事業年度比9.7%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高8,888百万円（前事業年度比16.9%増）、営業利益1,637百万円（前事業年度比11.1%増）となりました。営業外費用として、訴訟関連費用及び過年度消費税等を計上したため、経常利益は1,520百万円（前事業年度比2.1%増）、当期純利益は938百万円（前事業年度比2.7%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は128百万円であり、その主なものは、情報処理サービス提供目的のソフトウェア及びサーバー設備及びその附属装置であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

当社は右肩上がりの成長率を維持しているEC市場（及び非対面決済市場）を事業ドメインとしており、その中で確立した高い競争優位のスキームにより業績を伸ばしてまいりました。一方で事業スキームにもライフサイクルがあり、そのままでは陳腐化が避けられないため、今後も現状のビジネススキームの更なる発展と新規事業開発へのチャレンジを続けてまいります。

当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、時間と場所の制約を超えて商品・サービスを直接売買するしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺のサービスを充実することにより継続的な利益成長を達成してまいります。

具体的な重点施策を「次世代を担うビジネススキームの確立」及び「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいります。

### ① バスの革新的直売モデルをバス事業者と一体となって推進

当社は2001年3月、都市間高速バスの予約済みチケットを24時間コンビニで購入できるサービスを日本で初めて実用化、以降100社を超えるバス事業者と契約、数百路線のバスチケット発券を行っております。

また、電子チケット領域においては航空券用ケータイチケットを皮切りに、チケット発券・認証の実績とノウハウを積み重ねてまいりました。これらノウハウの集大成ともいえる大規模な統合モデルを都市間高速バス向けに開発してまいりました。このモデルはバス事業者・利用者双方の利便性を飛躍的に高めることができる革新的なサービスであり、2014年12月にその一部をリリースいたしました。今後はさらにコンシューマの利便性を向上できるスマホアプリの開発に着手いたします。普及拡大については長年培ってきたバス事業者様との信頼関係をベースに適用路線の拡大、スマホアプリの普及に努めてまいります。

### ② コンシューマ向けサービスの開発・提供

当社の決済サービスのコアは事業者向けの販売代金回収モデルが主流ですが、これに加え便利なコンシェルジュ機能をスマートフォンのアプリケーションとして提供することで支払者となるコンシューマ側に立った代行サービスの開発をいたします。

③ バリュートランスファープラットフォームの機能拡充(既存サービスの拡充)

当社のコアサービスである「収納代行」「支払代行」において、提供できる手段を時代の変遷に合わせて拡大することで、より利便性の高いプラットフォームへの進化を継続して行っております。

④ システム安定運用・コストパフォーマンス向上

当社データセンターが処理するデータ量はここ数年飛躍的に増加いたしました。また当社サービスはリアルタイム処理が大きな特徴でもあることから、システムの安定運用は極めて重要と認識しております。

「安定運用」と「運用コスト軽減」を同時に実現する社内体制の整備と教育訓練などを札幌事業所の重点課題として取り組みます。具体的には「原価構成分析システム」で可視化された、サービス毎の設備投資効率・原価測定結果に基づき、運用の自動化・効率化を推進してまいります。

これらの施策を的確に実行していくことで持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



### (3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 30 期 (平成24年 6 月期)	第 31 期 (平成25年 6 月期)	第 32 期 (平成26年 6 月期)	第 33 期(当事業年度) (平成27年 6 月期)
売 上 高	千円	6,254,990	6,866,190	7,600,629	8,888,769
経 常 利 益	千円	1,278,899	1,420,946	1,488,937	1,520,194
当 期 純 利 益	千円	728,823	759,210	913,183	938,121
1株当たり当期純利益	円	72.63	75.64	92.52	96.74
総 資 産	千円	17,387,123	20,368,730	21,360,112	19,667,387
純 資 産	千円	7,519,879	7,997,479	8,194,642	8,218,263
1株当たり純資産額	円	748.08	794.46	838.43	856.21

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

事業部門	事業内容
マルチペイメントサービス	コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。 あわせて、送金サービスをスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。
オンラインビジネスサービス	携帯電話やオンラインゲームのプリペイドカードをコンビニ店頭で発行する「PINオンライン販売サービス」、POSでアクティベートするプリペイド方式の「ギフトカード販売サービス」、最寄りのコンビニ端末を利用して24時間手続き可能な「各種申込サービス」を提供しております。
電子認証サービス	携帯電話などに電子チケットを配信、認証を行うサービスを提供しております。 また、イベント、セミナーなどの申し込み、入場認証を一括して提供するサービス「SUPER SUB」も提供しております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成27年6月30日現在）

本 社	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
札幌事業所	札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号

(7) 使用人の状況（平成27年6月30日現在）

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 69	名減 4	歳 34.6	年 5.7

(注) 使用人数は就業員数ですが、契約社員及びパート14名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 27,312,000株

② 発行済株式の総数 9,800,000株

(注) 平成26年8月29日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて300,000株減少しております。

③ 株主数 2,867名

### ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社日本政策投資銀行	1,150,000	12.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	630,200	6.6
株式会社三井住友銀行	485,100	5.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT	423,600	4.4
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	312,900	3.3
東京中小企業投資育成株式会社	306,800	3.2
株式会社北洋銀行	299,200	3.1
C G M L P B C L I E N T A C C O U N T / C O L L A T E R A L	279,900	2.9
宮澤 一 洋	233,600	2.4
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	214,900	2.2

(注) 1. 当社は、自己株式247,654株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式247,654株を控除して計算しております。

3. 当社が平成22年6月18日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、上記自己株式数247,654株には、平成27年6月30日現在において信託口が所有する当社株式97,900株を含めておりません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 平成23年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
208個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数  
20,800株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額  
1個当たり 62,585円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成23年11月4日から平成63年11月2日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
  1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
  2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
  - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
  - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
  - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	144個	14,400株	2人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

ロ. 平成25年5月21日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
155個
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
15,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 75,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成25年6月6日から平成65年6月5日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
  2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
    - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
    - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
    - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4.に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
    - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	134個	13,400株	3人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—



ハ、平成25年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
85個
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
8,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 137,992円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成25年10月16日から平成65年10月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
  2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
    - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
    - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
    - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4.に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
    - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	73個	7,300株	3人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

ニ．平成26年9月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
49個
- ・新株予約権の目的となる株式の数  
4,900株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 135,800円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  - 1．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - 2．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1．記載の資本金等増加限度額から上記1．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成26年10月16日から平成66年10月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - 1．各新株予約権1個の一部行使は認めない。
  - 2．新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - 3．当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
    - a．禁固以上の刑に処せられた場合。
    - b．会社に重大な損害を与えた場合。
    - c．相続開始時に、新株予約権者が下記4．に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
    - d．新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	49個	4,900株	3人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成25年8月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
3,400個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数  
340,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額  
1個当たり 1,300円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 94,000円（1株当たり940円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
  1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
平成25年9月4日から平成30年9月3日まで

・新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、下記（i）及び（ii）に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

（i）平成26年6月期の営業利益が14.5億円を超過した場合及び平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで

（ii）平成27年6月期の営業利益が15.5億円を超過した場合及び平成28年6月期の営業利益が20億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の100%

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員及び使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	1,415個	141,500株	3人
当社使用人	1,420個	142,000株	38人

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤 一 洋	
取締役	滝 島 啓 介	営業部長
取締役	猪 飼 俊 哉	管理部長
取締役	小 澤 幹 人	弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属） 株式会社エイトレッド社外監査役
常勤監査役	栗 山 浩 一	株式会社国際デザインセンター社外監査役
監査役	埴 原 義 夫	
監査役	赤 澤 正 通	

- (注) 1. 取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役栗山浩一氏及び監査役埴原義夫氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役小澤幹人氏並びに監査役栗山浩一氏、埴原義夫氏及び赤澤正通氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
5. 当社は、平成25年9月26日開催の第31回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。
- 補欠監査役 池井 邦信
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- ・取締役小野泰広は、平成26年9月26日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 当社は執行役員制度を導入しています。平成27年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	滝 島 啓 介	営業部長（※）
執行役員	猪 飼 俊 哉	管理部長（※）
執行役員	柿 木 友 彦	札幌事業所長

(注) ※印の各氏は、取締役を兼務しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	5名	69,879千円	うち社外1名6,300千円
監 査 役	3名	10,800千円	うち社外3名10,800千円
合 計	8名	80,679千円	

- (注) 1. 上記には、平成26年9月26日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外なし）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、平成23年9月23日開催の第29回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ストック・オプションによる報酬額6,654千円（取締役3名に対して6,654千円（うち社外なし））。

ロ. 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小澤幹人氏は、弁護士（弁護士法人港国際法律事務所所属）及び株式会社エイトレッドの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役栗山浩一氏は、株式会社国際デザインセンターの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	小 澤 幹 人	当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。
常 勤 監 査 役	栗 山 浩 一	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について、必要な発言を行っております。
監 査 役	埴 原 義 夫	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
監 査 役	赤 澤 正 通	当事業年度に開催された取締役会20回全て、監査役会16回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、適宜発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,600千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

**① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

**② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

**③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内にて周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

#### ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長等（管理部長または管理部長が指定する外部専門家）に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

#### ⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成しておりませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

**⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

**⑨ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

**⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、第33期事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

### ①重要な会議の開催状況

当期（平成26年7月から平成27年6月）の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は20回開催され、社外取締役・社外監査役も含めて、全会全員が出席し、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起に対する検討・意思決定を行っております。また、平成26年9月19日の取締役会にて決議制定した経営会議規程に基づき、10月以降毎月、経営会議が開催され、業務・業績進捗状況の確認・分析・対応戦略、新規サービスに関する取り組み方針、投入リソースの効果確認等を審議し、リスク対応の迅速化を図ってまいりました。

当社の経営方針・業務推進状況・取締役会決定事項等は毎月社員全員出席のもと開催される全体会議にて周知徹底・共有化いたしてまいりました。また、全体会議においては、毎月、社外取締役・社外監査役からコンプライアンス等に関する講話が行われました。

### ②監査役の職務遂行について

常勤監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会・経営会議・全体会議等主要会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認し、監査役会にて情報共有してきております。また、内部監査室に同行・連携し業務監査を行い、その中で役職員との面談にも同席、幅広くリスク抽出を行ってまいりました。また、会計監査人と定期的及び随時、打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

### ③内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して期初、内部監査計画を策定し、全部門に対する業務監査を実施しました。また、社長からの指示に基づき、機動的な監査も行ってまいりました。

### ④主な教育・研修の実施について

社員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプライアンスに関するEラーニングを定期的実施し、社員全員が確認テストの合格を義務付け運営しました。また、その中で当社の社員の行動指針であるウェルネットアレーを全員記載提出することも行ってまいりました。

以上、第33期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、当社の中核事業である収納代行業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、多額の現金を保有しております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## ② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

### i. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行事業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。

そして、平成25年8月に公表した新たな「中期経営3か年計画（2013年7月～2016年6月）」において、更なる成長を目指しております。当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺のサービスを充実させることにより継続的な利益成長を達成してまいります。

具体的な重点施策を、「次世代を担うビジネススキームの確立」及び、「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいります。

中期経営3か年計画（2013年7月～2016年6月）の具体的な数値目標として、

- ・営業利益目標 平成28年6月期 20億円
- ・株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100%還元
  - A. 中期経営計画中の配当性向を特殊要因は除き、従来の33.3%から50%に引きあげます。
  - B. 税引後利益のうち、配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくことで利益の100%を株主の皆様へ還元いたします（現状保有する自己株式は売渡請求用の自己株式・株式給付信託J-ESOP等を除き消却し、新たに取得した自己株式はその用途を目標達成のためのストック・オプション等に限定し、その他は消却していきます。）。



- ・平成28年6月期ROE目標 15%

成長戦略を着実に推進し、収益力を一層高める一方、株主様への配当額増加と自己株式の取得・消却を実施していくことにより、ROEの向上及びEPSの増加を目指していきます。これらの諸施策により中期経営3か年計画最終年度（平成28年6月期）のROE目標を15%以上とすることとしております。

当社は、株主様、社員、お取引様との健全かつこれら関係者にメリットを出せる関係構築を今後も基本方針とし、着実に企業価値向上に注力してまいります。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。加えて、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレーテ<sup>※</sup>”として定め、実効性のあるガバナンスを実現しております。

(※アレーテとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。)

(ウェルネットアレーテ)

- ・“あったら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します。
- ・その「なくみ」を広く世の中に提案・普及させます。
- ・そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

(ウェルネット社員アレーテ)

- ・既成概念にとらわれず発想します。
- ・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。
- ・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。
- ・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。
- ・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。
- ・報告は正直、正確、迅速に行います。
- ・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。
- ・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

ii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。また、当社の主要株主についていえば、平成27年6月30日現在、総株主の議決権の数に対する割合にして約12%を保有する株式会社日本政策投資銀行などの大株主はいるものの、確固たる安定的な株主構成とはいえない状態です。

当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様 に事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。本プランは基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環であります。

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様 の承認を得ております。また、平成25年9月26日開催の第31回定時株主総会において、本プランの更新について承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様にと締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

（注）対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げるものをいいます。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### ③ 上記の取り組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様 に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様 の意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置いたします。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【17,990,905】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【11,285,000】</b>
現金及び預金	13,293,918	買掛金	434,101
売掛金	464,908	営業未払金	1,356,850
営業未収入金	725,439	未払金	185,486
有価証券	2,999,733	未払費用	10,928
商品	2,741	未払法人税等	351,350
仕掛品	5,509	前受金	3,805
貯蔵品	1,816	預り金	204,524
前払費用	22,127	収納代行預り金	8,732,688
繰延税金資産	25,664	その他	5,264
その他	449,045	<b>【固定負債】</b>	<b>【 164,123】</b>
<b>【固定資産】</b>	<b>【 1,676,481】</b>	株式給付引当金	25,314
(有形固定資産)	( 437,979)	資産除去債務	6,745
建物	134,708	長期未払金	119,007
構築物	1,037	その他	13,056
工具、器具及び備品	145,003	<b>負債合計</b>	<b>11,449,123</b>
土地	136,266	<b>純資産の部</b>	
リース資産	1,262	科 目	金 額
建設仮勘定	19,701	<b>【株主資本】</b>	<b>【 8,178,584】</b>
(無形固定資産)	( 433,431)	資本金	667,782
ソフトウェア	432,416	資本剰余金	3,509,216
その他	1,015	資本準備金	3,509,216
(投資その他の資産)	( 805,070)	利益剰余金	4,651,664
投資有価証券	509,095	利益準備金	22,010
長期前払費用	53,179	その他利益剰余金	4,629,654
差入保証金	49,014	特別償却準備金	6,117
繰延税金資産	100,438	別途積立金	3,160,000
その他	93,342	繰越利益剰余金	1,463,537
<b>資産合計</b>	<b>19,667,387</b>	自己株式	△650,078
		<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>【 202】</b>
		その他有価証券評価差額金	202
		<b>【新株予約権】</b>	<b>【 39,475】</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>8,218,263</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,667,387</b>

# 損 益 計 算 書

（平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,888,769
売 上 原 価		6,200,113
売 上 総 利 益		2,688,656
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,050,721
営 業 利 益		1,637,934
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,685	
有 価 証 券 利 息	18,088	
受 取 配 当 金	83	
そ の 他	3,633	23,491
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	108	
訴 訟 関 連 費 用	25,000	
上 場 関 連 費 用	6,000	
過 年 度 消 費 税 等	109,100	
そ の 他	1,022	141,231
経 常 利 益		1,520,194
税 引 前 当 期 純 利 益		1,520,194
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	595,819	
過 年 度 法 人 税 等	△36,280	
法 人 税 等 調 整 額	22,534	582,073
当 期 純 利 益		938,121

# 株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	7,158	3,160,000	1,416,722	4,605,891
当 期 変 動 額								
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—			△1,431		1,431	—
税 率 変 更 に 伴 う 特 別 償 却 準 備 金 の 増 加		—			390		△390	—
剰 余 金 の 配 当							△457,208	△457,208
当 期 純 利 益							938,121	938,121
自 己 株 式 の 取 得								—
自 己 株 式 の 分 配							△4,019	△4,019
自 己 株 式 の 消 却							△431,119	△431,119
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△1,041	—	46,814	45,773
当 期 末 残 高	667,782	3,509,216	3,509,216	22,010	6,117	3,160,000	1,463,537	4,651,664

	自 己 株 式	株 主 資 本 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	△626,753	8,156,136	—	—	38,506	8,194,642
当 期 変 動 額						
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—				—
税 率 変 更 に 伴 う 特 別 償 却 準 備 金 の 増 加		—				—
剰 余 金 の 配 当		△457,208				△457,208
当 期 純 利 益		938,121				938,121
自 己 株 式 の 取 得	△464,938	△464,938				△464,938
自 己 株 式 の 分 配	10,493	6,473				6,473
自 己 株 式 の 消 却	431,119	—				—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			202	202	969	1,172
当 期 変 動 額 合 計	△23,324	22,448	202	202	969	23,620
当 期 末 残 高	△650,078	8,178,584	202	202	39,475	8,218,263

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～39年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。



### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過したため、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。なお、当社が導入している「株式給付信託(J-ESOP)」は、当事業年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。そのため、当事業年度の計算書類への影響はありません。

#### 4. 追加情報

##### (株式給付信託)

当社は、従業員への福利厚生と、業績向上による株価上昇に対する従業員の士気高揚、及びそれによる従業員と株主様の利益共有を目的として、株式給付信託（J-ESOP）（以下、「本制度」という。）を平成22年7月に導入いたしました。

##### (1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員の業績への貢献度、勤続に対してポイントを付与し、従業員退職時に累積ポイントに相当する当社株式を給付します。当該株式は、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

##### (3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は前事業年度91,943千円、当事業年度90,647千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は前事業年度99,300株、当事業年度97,900株であり、期中平均株式数は、前事業年度99,609株、当事業年度98,271株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

##### (訴訟関連費用)

当社は、平成27年2月27日付で、東京地方裁判所より、当社が被告となっている売掛金請求事件について一部支払を命じる判決を受けました。当社は、当該判決を不服として、東京高等裁判所に控訴し、当該控訴審において、平成27年6月25日付で第一審原告と和解いたしました。和解金25万円を営業外費用の訴訟関連費用として計上しております。

(過年度消費税等及び過年度法人税等)

当社は、従来より消費税上の非課税取引に該当するものとして処理していたオンラインビジネスサービスに係る一部取引について、東京国税局による税務調査を受けた結果、課税取引に該当するとの結論となったことにより、平成27年4月27日付で、東京国税局より平成24年6月期から平成25年6月期までの2年間を対象とした更正通知を受領しました。

これに伴い、加算税、延滞税を含めた消費税追徴税額109百万円を営業外費用の「過年度消費税等」として、法人税及び復興特別法人税の還付額36百万円を「過年度法人税等」として処理しております。

なお、当社は、この更正処分を不服として、東京国税局に対して異議申し立てを行っており、更正処分の対象外である平成26年6月期以降については会計処理の修正は行っておりません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 639,326千円

(2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

#### 6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	10,100,000	—	300,000	9,800,000

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の減少300,000株は、平成26年8月29日付で実施した自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	471,454	181,900	307,800	345,554

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加181,900株は、平成27年2月6日開催の取締役会における自己株式の取得決議に基づき、平成27年2月9日から平成27年6月10日までの期間において実施した自己株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少307,800株のうち、300,000株は、平成26年8月29日付で実施した自己株式の消却によるものであります。
3. 「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成27年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式97,900株を自己株式数に含めて記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	457,208	47	平成26年6月30日	平成26年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成27年9月28日開催予定の第33回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年9月28日 定時株主総会	普通株式	477,617	利益剰余金	50	平成27年6月30日	平成27年9月29日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	株式報酬型 ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第2回新株予約権	業績目標連動型 ストック・オプション 第1回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第3回新株予約権	株式報酬型 ストック・オプション 第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,400株	13,400株	283,500株	7,300株	4,900株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税 24,105千円

その他 1,558千円

繰延税金資産（流動）の合計 25,664千円

固定資産

(繰延税金資産)

減価償却費 4,820千円

ソフトウェア 39,465千円

ソフトウェア減損 953千円

役員退職慰労金 38,094千円

その他 26,132千円

繰延税金資産（固定）の合計 109,465千円

(繰延税金負債)

特別償却準備金 2,880千円

その他 6,147千円

繰延税金負債（固定）の合計 9,027千円

繰延税金資産（固定）の純額 100,438千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やMMF等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部はその他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,293,918	13,293,918	—
(2) 売掛金	464,908	464,908	—
(3) 営業未収入金	725,439	725,439	—
(4) 有価証券	2,999,733	2,999,733	—
(5) 投資有価証券	509,095	515,074	5,979
資産計	17,993,095	17,999,075	5,979
(1) 買掛金	434,101	434,101	—
(2) 営業未払金	1,356,850	1,356,850	—
(3) 未払法人税等	351,350	351,350	—
(4) 収納代行預り金	8,732,688	8,732,688	—
負債計	11,285,000	11,285,000	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税等、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

11. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	856円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円74銭

14. 重要な後発事象に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 8月12日

ウェルネット株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松 野 雄一郎 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 恭仁子 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月18日

ウェルネット株式会社 監査役会

常勤監査役 栗山浩一 ㊞

監査役 埴原義夫 ㊞

監査役 赤澤正通 ㊞

(注) 常勤監査役栗山浩一、監査役埴原義夫並びに赤澤正通は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は平成25年8月に公表した「中期経営3か年計画」（2013年7月－2016年6月）に掲げた数値目標として定めた「株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100%還元」する方針に則り、株主の皆様へ安定的で高い配当を目指します。具体的には、中期経営計画中の配当性向を50%に引き上げ（特殊要因は除きます）、税引後利益のうち、配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくことで利益の100%を株主の皆様へ還元することを方針といたしております。

当期の配当につきましては、当期純利益をもとに中期経営計画において掲げておりました目標配当性向である50%を勘案した結果、1株当たりの期末配当金を50円とすることといたしました。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当50円

なお、この場合の配当総額は、477,617,300円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社原稿定款第29条及び第38条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第29条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 現行定款第31条第3項で引用する会社法の条文を相当条文に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>③当社は会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>②当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>③当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	新日本有限責任監査法人
事	務	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
沿	革	平成12年4月 太田昭和監査法人（昭和60年10月設立）とセンチュリー監査法人（昭和61年1月設立）が平成12年4月合併し、監査法人太田昭和とセンチュリーを設立。 平成13年7月 法人名称を新日本監査法人に変更。 平成20年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人とする。
概	要	資本金 913百万円 構成人員 公認会計士 3,386名 その他監査従事者等 1,173名 その他職員 1,725名 合計 6,284名 関与会社数 4,085社 事務所等 国内 東京他 計38カ所 海外 ニューヨーク他 計47カ所

（平成27年6月30日現在）

（注）監査役会が新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年9月26日開催の第31回定時株主総会において補欠監査役に選任されました池井邦信氏より、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申出がありました。

つきましては法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、兼職位の状況	所有する 当社の株 式株数
もり 森 とし 俊 あき 明 (昭和41年4月28日生)	昭和62年10月 会計士補登録 昭和63年4月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任 監査法人トーマツ)入社 平成3年4月 公認会計士登録 平成9年8月 椿勲公認会計士事務所入所 平成15年4月 税理士登録 平成15年9月 ブリッジ総合会計事務所代表 平成21年11月 BE1総合会計事務所代表(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社BE1総合会計事務所代表取締役 株式会社ひまわりホールディングス社外監査役 大光ビルサービス株式会社監査役 株式会社文教堂グループホールディングス社外取締役 日本ビューホテル株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 森俊明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 森俊明氏を補欠の社外監査役候補とした理由は、公認会計士・税理士として、また、社外監査役・社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。  
 4. 森俊明氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5



最寄駅 JR線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 A4b出口より徒歩1分※  
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しております。

JR線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。